

平成18年(2006年)10月13日  
建設委員会資料  
都市整備部地域まちづくり担当

## 平和の森公園周辺地区不燃化促進区域及び環状7号線中野地区 不燃化促進区域における不燃化促進事業の終了について

### 1. 事業内容

大震災時における延焼火災を防止するとともに、広域避難場所及び避難路の安全性を確保するため、一定の要件を満たす耐火建築物を建てる方に建築費用の一部を助成する。

### 2. 助成対象区域

#### (1) 平和の森公園周辺地区不燃化促進区域

新井二丁目から四丁目、沼袋一丁目、沼袋三丁目、野方一丁目から三丁目及び松ヶ丘二丁目各地内（裏面参照）

#### (2) 環状7号線中野地区不燃化促進区域

大和町一丁目、大和町二丁目、野方一丁目から野方六丁目、丸山一丁目及び丸山二丁目各地内（裏面参照）

### 3. 終了時期

平成20年3月31日

### 4. 終了理由

不燃化率については70%を目標としている。

平和の森公園周辺地区は、耐火率で約53%、準耐火建物を加えた不燃化率では約64%に改善されている。

環状7号線中野地区では、耐火率で約65%に達している。

これらの地域は防火地域として指定されているため、今後も自然更新による改善が期待できる。

$$\text{耐火率} = (\text{耐火建物の建築面積}) \div (\text{全建物の建築面積}) \times 100 (\%)$$

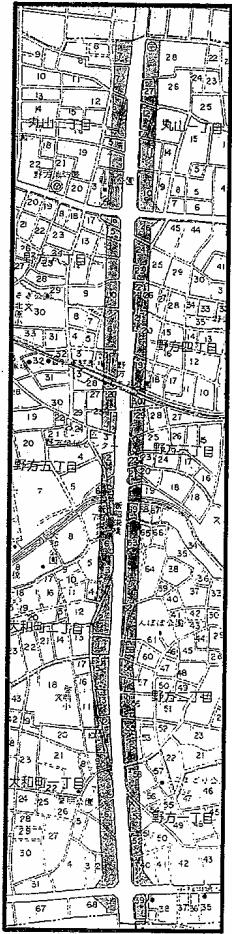
$$\text{不燃化率} = (\text{耐火建物の建築面積} + \text{準耐火建物の建築面積} \times 0.8) \div (\text{全建物の建築面積}) \times 100 (\%)$$

### 5. 区民への周知方法

助成を受けるためには、区で助成対象建物であるとの確認を受けた後に工事に着手し、平成20年3月末までに建物保存登記や区の建物完了検査が終了していることが必要である。

このため、助成対象区域の区民に対して、10月下旬から11月上旬に「事業終了のお知らせ」を各戸配布する。

〈環状7号線中野地区〉  
助成対象区域



〈平和の森公園周辺地区〉  
助成対象区域

